# 金　額　明　細　書

| 種　　別 | 形　状　寸　法 | 数　量 | 単位呼称 | 単　価 | 金　　額 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 件名：九条営業所太陽光用蓄電池更新 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 太陽光発電用蓄電池 | | 1 | 式 | | | |
| | | 1 | 式 | | | |
| | | | | | | |
| 予定価格（税抜き） | | | | | | |
| 消費税および地方消費税相当額 | | | | | | 10% |
| 総合計（税込み） | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

京 都 市 交 通 局

# 九条営業所太陽光発電用蓄電池更新

# 特　記　仕　様　書

令和８年６月

京　都　市　交　通　局

高　速　鉄　道　部　電　気　課

第１　総則

１　適用

本仕様書は、九条営業所構内に設置されている太陽光発電用蓄電池（以下「本装置」という）更新に適用する。

２　当事者

本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局をいう。

３　納入

本装置の納入期限及び納入場所は以下のとおりとする。

納入期限

令和９年３月３１日

納入場所

ア　京都市交通局　九条営業所

京都市南区東九条下殿田町７０番地

４　関係法規の適用

本装置の製作、据付及び納入等に関して、関係法令を遵守するものとする。

京都市交通局契約規程

労働基準法

電気事業法

消防法

労働安全衛生法

建築基準法

その他関係法令

5　疑義

本仕様書に明記されていない事項及び不明な事項については、受注者は、発注者と十分協議を行い発注者の解釈及び指示に従うものとする。

6　特許及び実用新案

受注者は、本装置において、国内外の特許、実用新案及び意匠並びにその他権利上の問題が生じたときには、これの解決に当たるとともに、これらに関するすべての費用及び損害を負担し、発注者にいかなる支障も及ぼしてはならない。

7　協議

受注者は、本装置の設計、製作及び据付に当たり、発注者と十分な協議を行い、協議事項について、協議録を作成し提出すること。

8　製作

受注者は、本装置の設計、製作及び据付に当たり、発注者に承認図を提出し承認を得ること。なお、機器については、性能等の確認のため、製造工場において当局職員立会のうえで検査を行うことがある。

9　提出図書

受注者は、発注者の指示する様式により次の図書を提出すること。なお、写真については、作業前、作業中、作業完了を同一場所及び画角で撮影し、１ページで作業工程がわかるよう配置すること。

(1)　協議録　　　　　　　１部
(2)　承認図　　　　　　　１部
(3)　物品検査申請書　　　１部
(4)　納品書　　　　　　　１部
(5)　完成図書　　　　　　２部
　ア　機器仕様書
　イ　検査成績書
(6)　写真　　　　　　　　１部
(7)　その他発注者の指示する図書

１０　試験及び検査

本装置は、発注者の立会の下に試験及び検査を行い、これに合格しなければならない。なお、試験及び検査に必要な資材及び設備等の提供並びにこれらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

１１　保証期間

本装置の納入後、１年以内に機器の不具合により生じた破損及び故障箇所は、直ちに無償で取替えること。

１２　官公庁等への手続き

本業務の履行にあたり必要となる関係官庁等への出願および手続きについては、 受注者は法令により認められる範囲内において、受注者の負担でこれを行うもの とする。なお、検査受検時には受注者はこれに立ち会い、必要な協力を行うこと。

１３　引取り

受注者は、交換した部品の引取りを行うこと。

第２　装置仕様

１　概要

九条営業所構内に設置している本装置と同機能を有するものに交換、設置を行うこと。既設設備及び部品搬入ルートの調査を十分に行い、作業にあたり、バスの運行等に支障を与えないよう対応すること。

２　構成

本装置は、次のもので構成されるものとする。

(1) 太陽光発電用蓄電池

ア　型式

（既設：撤去）

| 用途 | 製造者 | 部品名称 | 型式 | 合計蓄電池容量 | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 太陽光発電用蓄電池 | パナソニック株式会社 | リチウムイオン蓄電池 | LJ-ME15A2 | 15kWh | 6 |

（新設）

| 用途 | 部品名称 | 合計蓄電池容量 | 数量 |
|---|---|---|---|
| 太陽光発電用蓄電池 | リチウムイオン蓄電池 | 15kWh | 6 |

※上記、構成部品は参考であり、新設蓄電池は既設蓄電システム（パナソニック(株)：LJ-ME15BK）に収まるよう、既設同等の仕様にて交換すること。

３　検査

本装置の納入に先立ち、次の検査を行うものとする。なお、メーカー標準の検査項目については、下記に記載がない場合でも漏れなく実施すること。

(1) 太陽光発電用蓄電池

ア　外観目視点検

(ｱ) 接続部等の状態

イ　絶縁抵抗試験

ウ　清掃の実施

４　特記事項

九条営業所内での作業は、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日とする。

なお、作業時間は、原則として、以下のとおりとする。

昼　間　　　９時００分　～　１７時００分

作業については、関係各所と十分調整のうえ決定し、作業手順、安全対策、人員配置等を事前に連絡の上、実施すること。

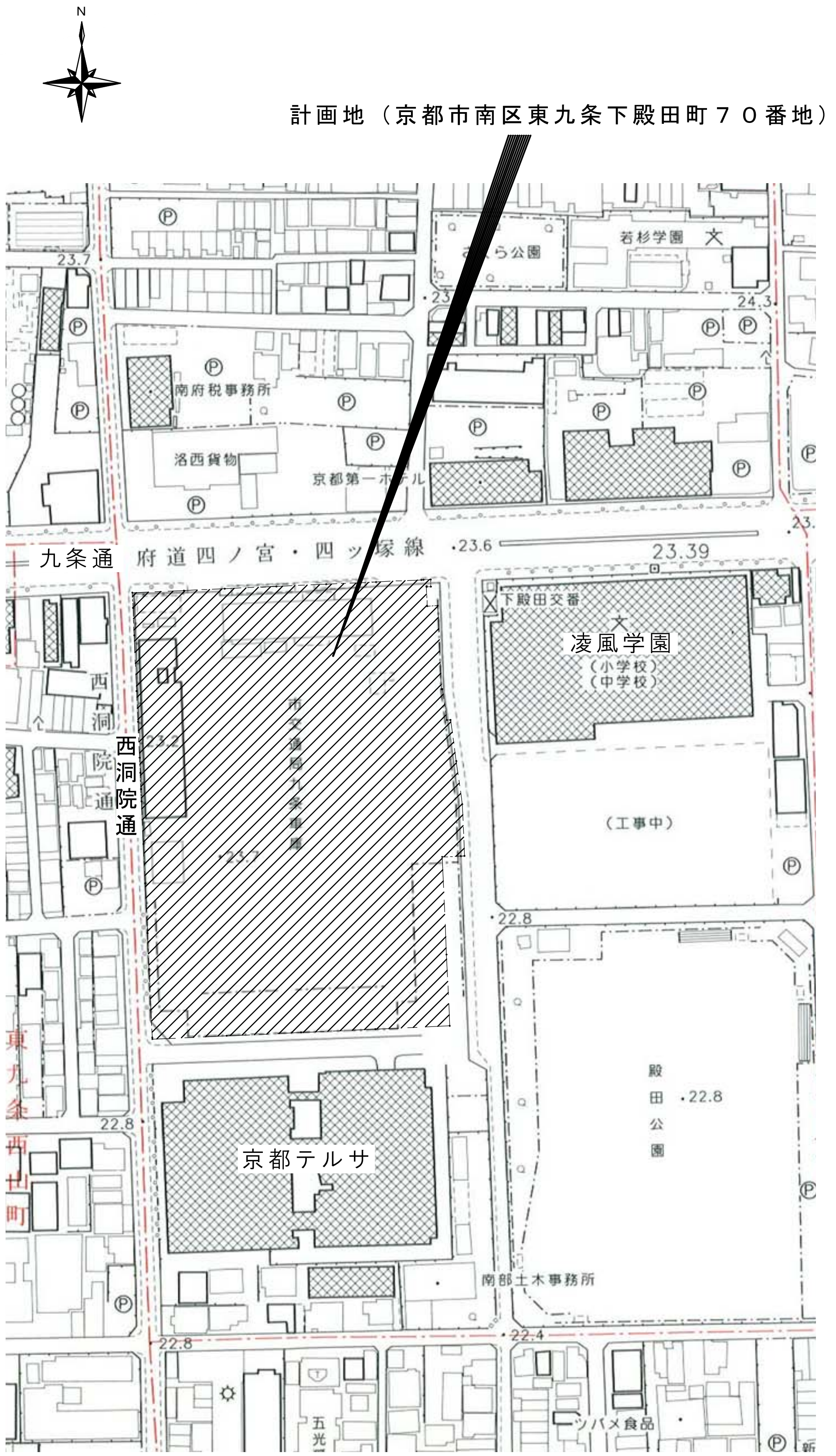
本仕様書に明記されていない事項でも、本装置の性質上当然必要と認められるものは、受注者の責任において、設計及び製作を行うものである。

５　完成図書の内容

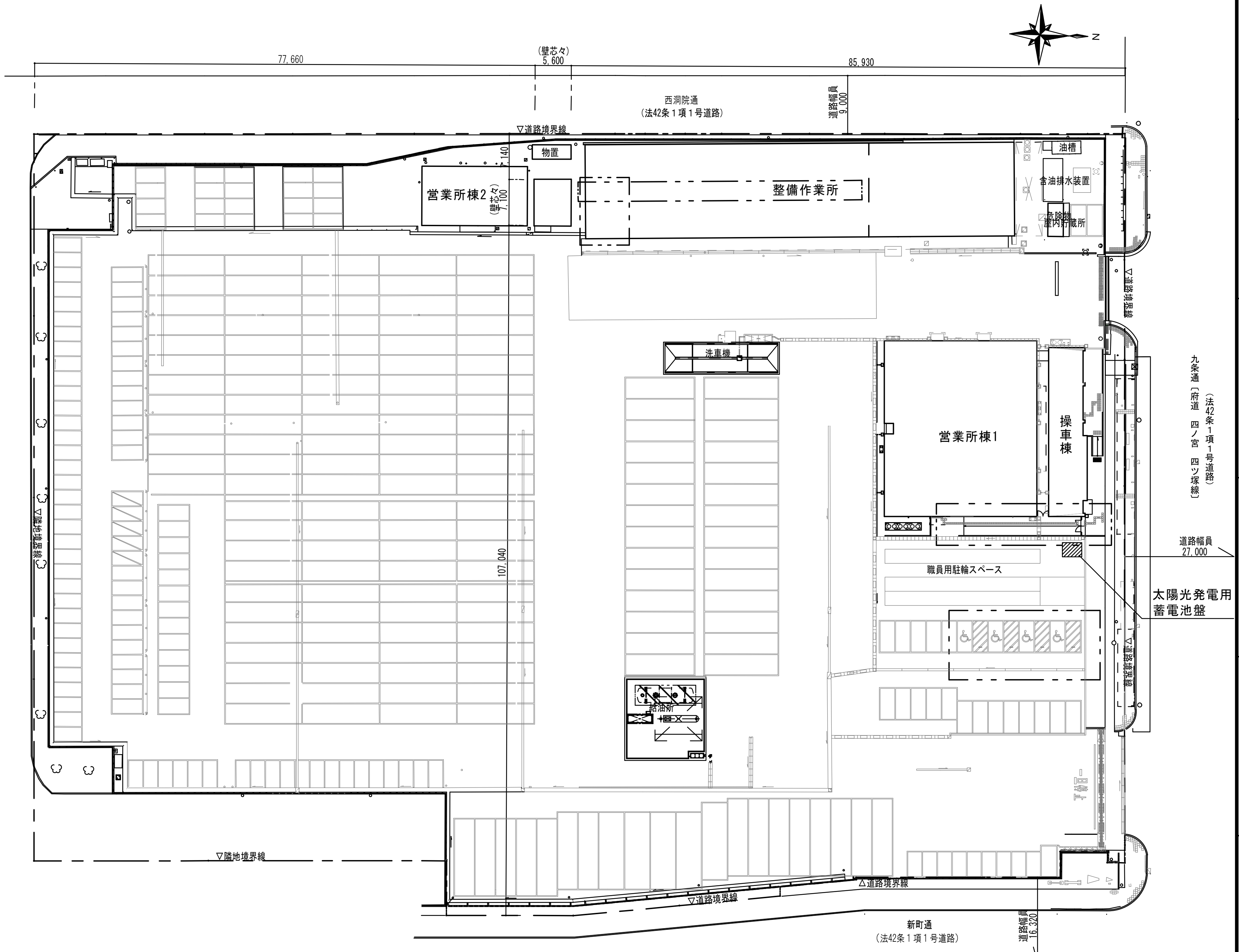
完成図書は以下の内容をＡ４ファイル綴じにしたものを「第１　９　提出図書」に記載する部数を納入すること。なお、Ａ４ファイル表面及び背表紙には件名、完了年月及び受注者名を記載すること。

６　添付図

附近見取図・配置図




付近見取図　1/,2500




配置図　1/800

【凡例】

| | |
|---|---|
| (斜線) | 対象設備（太陽光発電用蓄電池） |
| (白枠) | 既存建物 |

| 記事 | 工事名 | 九条営業所太陽光発電用蓄電池更新 | | 京都市交通局高速鉄道部電気課 |
|---|---|---|---|---|
| | 図面名称 | 付近見取図・配置図 | SCALE 1/2,500、1/800 | SHEET NO. Ｅ－０１ |
| | | | DATE 令和　８年　６月 | |